

令和6年度社会福祉法人指導監査実施計画

1 指導監査の実施方針

(1) 指導監査の実施

- ア 指導監査は「一般監査」と「特別監査」とし、いずれも実地において行う。
- イ 一般監査は、法人運営等について特に大きな問題が認められない法人については、3年に1回実施する。ただし、法人監査と施設監査との監査周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが効率的・効果的であると認められるときは、3年に1回を超えない範囲で実施する。
- ウ 特別監査は、法人運営等に重大な問題を有する法人を対象に特定の事項について、関係市の事業主管課と合同で随時実施する。

(2) 指導事項に対する是正・改善等の措置

- ア 指導事項に対する是正・改善の状況について、期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。
(当該年度中に解決が困難な事項については、関係市の事業主管課と連携し年次改善計画を樹立させる等確実に解決するよう継続的に指導する。)
なお、経理事務処理について継続して問題がある法人及び新設法人に対しては、社会福祉法人会計に精通した会計専門家を関与させること等について、助言を行う。
- イ 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合、又は特別監査の結果著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、社会福祉法及び関係通知に基づき、当該法人の状況に応じた効果的な制裁措置を講じる。

2 指導監査の主眼事項及び着眼点

指導監査ガイドライン（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号、別紙）のとおり。

3 指導監査の重点事項

- (1) 定款と定款施行細則の整合性は図られているか。
- (2) 理事、監事及び評議員の選任手続き、構成及び適格性は、適正であるか。
- (3) 理事会及び評議員会は、適正に運営されているか。
 - ・招集手続きは適正に行われているか。

- ・決議は適正に行われているか。
 - ・決算手続きは適正に行われているか。
 - ・理事長及び業務執行理事は、職務執行状況を理事会に報告をしているか。
 - ・議事録は適正に作成されているか。
- (4) 理事及び監事の報酬等の額は、定款又は評議員会の決議によって定められているか。
- (5) 基本財産の管理運用は、適切になされているか。
- (6) 会計管理は適正に行われているか。
- ・経理規程の内容は、法令又は通知に反していないか。
 - ・計算関係書類の作成及び会計処理は適正に行われているか。
 - ・契約事務は適正に行われているか。
 - ・現金預金の保管及び残高管理は、安全確実に行われているか。
 - ・収入金は、金額の確認を行い遅滞なく金融機関に入金処理されているか。
 - ・支出内容について、業務関連性が不明なものはないか。
 - ・仮勘定、経過勘定、雑勘定科目の処理は、適切に行われているか。
 - ・会計証憑は、整理して保管されているか。
 - ・固定資産の残高管理は、適切に行われているか。
 - ・入所者預り金の管理は、適切に行われているか。
- (7) 前回監査で指摘された事項が実行・改善されているか。
- (8) 苦情解決体制が整備され、苦情解決の取り組みが行われているか。
- (9) 登記しなければならない事項について、期限までに登記されているか。